

相模原市告示第 3 2 0 号

熊本県の一部の地域における市税に関する申告等の期限の延長について

相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)第 7 条第 1 項の規定により、
地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)又は同条例に定める申告、申請、請求その他
書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限の
うち、令和 8 年 7 月 2 8 日に次に掲げる指定地域に住所を有する個人又は主たる事
務所若しくは事業所を有する法人に係るもので、その期限が同日以後に到来するも
のについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町